厚生年金保険・国民年金事業の概況 (令和2年1月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

1. 総括

(1) 適用状況

○ 令和2年1月末の国民年金と厚生年金保険(第1号)の被保険者数は、6,316万人であり、前年同月に比べて、11万人(0.2%)増加している。

	1八 1	削 例	11/1/1/1					
	事業所数		被保険者数(人)					
		総数	男子	女子	の平均 (円)			
厚生年金保険(第1号)	2, 423, 938	40, 491, 379	24, 946, 839	15, 544, 540	314, 642			
船員以外	2, 419, 710	40, 439, 913	24, 895, 373	15, 544, 540	314, 525			
一般男子	•	24, 894, 887	24, 894, 887	•	357, 014			
女子		15, 544, 540	•	15, 544, 540	246, 478			
坑内員	•	486	486	•	366, 539			
(再掲) 短時間労働者	36, 752	469, 300	129, 333	339, 967	146, 417			
船員	4, 228	51, 466	51, 466	•	405, 924			
国民年金	•	22, 669, 913	7, 631, 405	15, 038, 508				
第1号	•	14, 249, 851	7, 451, 147	6, 798, 704				
任意加入	•	189, 681	66, 888	122, 793				
第3号		8, 230, 381	113, 370	8, 117, 011				
合計	•	63, 161, 292	32, 578, 244	30, 583, 048				
沙 同4年人(III) (株 1 日) の:	L-L 100 00 - 2 - 3:	上十日 77 78 40 月 7) A H H - 1 - 2 - 2					

表 1 制度別適用状況

(2)給付状況

- 令和2年1月末の国民年金、厚生年金保険(第1号)及び福祉年金の受給者数(同一の年金種別を除く延人数)は、4,471万人であり、前年同月に比べて、14万人(0.3%)減少している。
 - 注. 厚生年金保険(第1号)の受給(権)者とは、厚生年金保険受給(権)者全体から、共済組合等の組合員等たる 厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、 障害厚生年金受給(権)者及び短期要件分の遺族厚生年金受給(権)者について、それぞれ初診日又は死亡日に共 済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

表 2 制度別年金受給者数

(単位:人)

	総数	老齢	給付	障害年金	遺族給付		
		老齢年金 • 25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金	
厚生年金保険(第1号) 計	35, 409, 981	15, 404, 728	13, 946, 116	450, 218	5, 588, 627	20, 292	
旧共済組合を除く	35, 044, 703	15, 187, 910	13, 878, 648	447, 466	5, 510, 902	19, 777	
旧 法	919, 848	325, 383	249, 811	32, 163	293, 138	19, 353	
新 法	34, 104, 302	14, 855, 258	13, 627, 767	414, 276	5, 207, 001	•	
(再掲) 基礎あり	26, 090, 212	13, 685, 138	12, 052, 667	282, 335	70,072	•	
基礎または定額あり	25, 852, 945	13, 769, 255	12, 083, 690	•		•	
基礎繰上げあり	1, 969, 570	569, 184	1, 400, 386	•		•	
基礎繰上げなし	23, 883, 375	13, 200, 071	10, 683, 304				
基礎及び定額なし	2, 630, 080	1, 086, 003	1, 544, 077	•		•	
船員保険 (旧法)	20, 553	7, 269	1,070	1,027	10, 763	424	
旧共済組合 計	365, 278	216, 818	67, 468	2,752	77, 725	515	
旧 法	101, 998	74, 582	2, 402	1,079	23, 420	515	
新 法	263, 280	142, 236	65, 066	1,673	54, 305	•	
(再掲) 基礎あり	204, 388	141, 073	61, 913	1, 398	4	•	
国民年金 計	35, 590, 923	32, 573, 176	937, 152	1, 988, 634	91, 961	•	
(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	7, 822, 699	5, 712, 827	451, 267	1, 627, 084	31, 521	•	
旧法拠出制	849, 446	460, 052	340, 316	40, 297	8, 781	•	
新法基礎年金	34, 741, 477	32, 113, 124	596, 836	1, 948, 337	83, 180	•	
(再掲) 基礎のみ	8, 057, 935	6, 285, 716	111, 955	1,631,020	29, 244	•	
(再掲) 基礎のみ共済なし	6, 973, 253	5, 252, 775	110, 951	1, 586, 787	22, 740		
福祉年金	30	30	•	٠	•	•	
合 計	44, 706, 334	34, 151, 723	2, 768, 688	2, 155, 119		20, 292	

- 注1. 厚生年金保険(第1号)の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
 - 2. 新法老齢厚生年金(第1号)のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
 - 3. 人数の合計は、厚生年金保険 (第1号) と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。
 - 4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者をいう。
 - 5. 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。
 - 6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
 - 7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険(第 1 号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
 - 8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27 年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者をいう。
 - 9. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、 基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

注. 厚生年金保険(第1号)の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

- 令和2年1月末の国民年金、厚生年金保険(第1号)及び福祉年金の受給者の 年金総額は、49兆5千億円であり、前年同月に比べて、2千億円(0.4%)増加している。
 - 注. 厚生年金保険(第1号)受給(権)者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金(長期要件)については、平成27年 9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、 平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金(短期要件)については、共済組合等の組合 員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を含めて算出し た年金総額である。

(単位:百万円) 老齢給付 障害年金 遺族給付 老齢年金 通算老齢年金 通算遺族年金 遺族年金 · 25年以上 25年未満 厚生年金保険(第1号) 25, 539, 18 17, 253, 45 2, 445, 38 313, 09 5, 521, 750 旧共済組合を除く 16, 931, 136 2, 430, 087 5, 432, 286 25, 109, 404 310,52303, 102 24, 108, 325 16, 390, 453 2, 335, 746 5, 111, 454 新 法 270,673 (別掲) 基礎年金 17, 742, 533 9, 645, 051 7, 789, 129 240, 752 船員保険 (旧法) 41, 408 21,030 370 2, 168 17,730 15, 300 **共済組合** 泆 188, 572 158, 408 1, 138 1.54 27, 358 法 241, 211 163, 915 14, 162 62, 106

104, 966

21, 894, 87

21, 668, 208

4, 012, 670

3, 257, 114

3, 483, 785

226, 670

45, 37

214, 955

102, 943

78, 049

25, 144

24,894

136, 906

1.15

92, 140

27, 513

3, 957

88, 183

30, 653

23, 556

1, 719, 26

1, 412, 65

1, 683, 893

1, 414, 850

1, 377, 27

35, 37

151, 501

5, 026, 893

23, 577, 189

5, 483, 318

4, 682, 842

344, 051

5, 493

5, 371

5, 260

110

123

制度別受給者年金総額 表 3

- 49, 460, 439 39, 148, 349 2, 660, 342 2, 032, 365 5, 613, 890 5, 493 注1. 厚生年金保険(第1号)受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金(長期要件)については、平成27年9月以前の厚生 年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受 給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金(短期要件)については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険 者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を含めて算出した年金総額である。
 - 2. 年金総額には一部停止額を含む。

(別掲) 基礎年金

(再掲) 基礎のみ

旧法拠出制

新法基礎年金

(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年

(再掲) 基礎のみ共済なし

- 3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が 発生していた者の当該年金の年金総額である。
- 4. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者の 年金総額である。
- 5. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成 27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者の年金総額である。
- 6. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、 基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

2. 厚生年金保険

(1) 適用状況

○ 令和2年1月末の厚生年金保険(第1号)の適用事業所数は242万事業所であり、 前年同月に比べて10万事業所(4.3%)増加している。

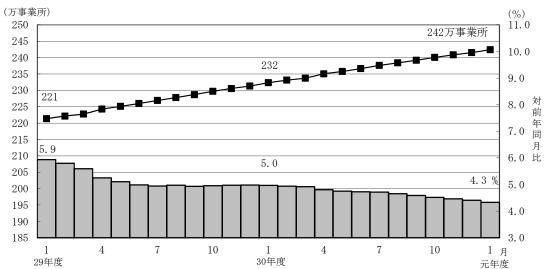
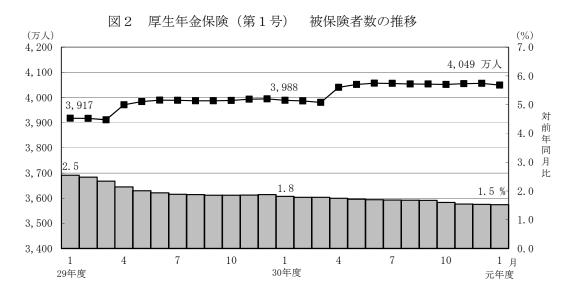
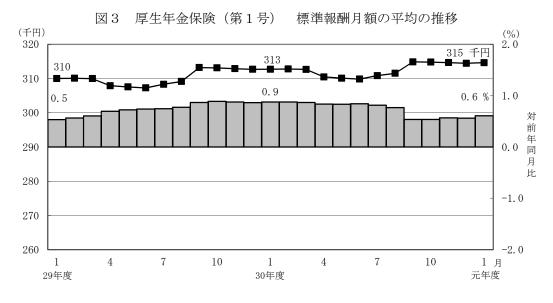


図1 厚生年金保険(第1号) 適用事業所数の推移

○ 厚生年金保険(第1号)の被保険者数は4,049万人となっており、前年同月に比べて 61万人(1.5%)増加している。内訳をみると、一般男子が2,489万人(対前年同月比 21万人、0.8%増)、女子が1,554万人(対前年同月比40万人、2.6%増)、坑内員が 5百人(対前年同月比57人、10.5%減)、船員が5万人(対前年同月比1百人、0.3%減) である。



○ 厚生年金保険(第1号)被保険者の標準報酬月額の平均は、31万4,642円となっており前年同月に比べて0.6%増加している。内訳をみると,一般男子は35万7,014円(対前年同月比0.6%増)、女子は24万6,478円(対前年同月比1.2%増)、坑内員は36万6,539円(対前年同月比3.6%増)、船員が40万5,924円(対前年同月比0.8%増)である。



○ 厚生年金保険(第1号)被保険者に係る賞与支給事業所数は34万事業所、賞与支給被保険者数は523万人、標準賞与額の平均は35万2,987円となっている。

(2) 給付状況

- 令和2年1月末の厚生年金保険(第1号)受給者数は3,541万人(旧法厚年分92万人、新法厚年分3,410万人、旧法船保分2万人、旧共済分37万人)で、前年同月に 比べて13万人(0.4%)増加している。
- 老齢給付の受給者数は2,935万人(旧法厚年分58万人、新法厚年分2,848万人、旧法 船保分8千人、旧共済分28万人)で、前年同月に比べて4万人(0.1%)増加している。
- 障害給付の受給者数は45万人(旧法厚年分3万人、新法厚年分41万人、旧法船保分 1千人、旧共済分3千人)で、前年同月に比べて1万人(3.3%)増加している。
- 遺族給付の受給者数は561万人(旧法厚年分31万人、新法厚年分521万人、旧法船保 分1万人、旧共済分8万人)で、前年同月に比べて7万人(1.2%)増加している。

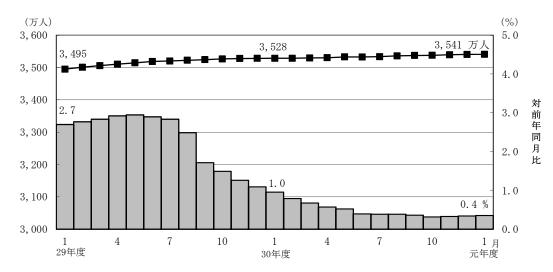


図4 厚生年金保険(第1号) 受給者数の推移

○ 令和2年1月末の厚生年金保険(第1号)の受給者に係る老齢年金の平均年金月額は、14万6,078円となっている。

○ 令和2年1月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険(第1号) の受給権者数は3万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は20万人 となっている。

表4 雇用保険の給付と厚生年金保険(第1号)の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

		失 業 給 付								
		件数(人)			総停止年金額(千円)			平均停止月額(円)		
		疝	老齢相当	通老相当 · 25年未満	#	老齢相当	通老相当 • 25年未満	疝	老齢相当	通老相当 • 25年未満
令和 元年	8月	40, 985	25, 822	15, 163	25, 306, 833	22, 406, 788	2, 900, 045	51, 455	72, 312	15, 938
	9 月	40, 096	25, 290	14,806	24, 959, 350	22, 127, 655	2, 831, 695	51,874	72,913	15, 938
	10 月	38, 040	23, 695	14, 345	23, 513, 559	20, 768, 014	2, 745, 545	51, 511	73, 039	15, 949
	11 月	36, 195	22, 160	14,035	21, 992, 142	19, 312, 750	2, 679, 392	50,633	72,626	15, 909
	12 月	34, 687	21, 131	13, 556	21,081,830	18, 501, 062	2, 580, 768	50,648	72,962	15, 865
令和 2 年	1月	31, 929	19, 141	12,788	19, 067, 722	16, 643, 580	2, 424, 142	49,766	72, 460	15, 797

					高年	爺 雇 用 継	続給付			
		件数(人)			高年齢雇用継続給付による停止総額(千円)			平均停止月額(円)		
		計	老齢相当	通老相当 • 25年未満	計	老齢相当	通老相当 • 25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和 元年	8 月	229, 843	221, 925	7,918	30, 506, 415	29, 791, 378	715, 036	11,061	11, 187	7, 525
	9 月	222, 929	215, 397	7,532	29, 762, 798	29, 073, 875	688, 923	11, 126	11, 248	7,622
	10 月	218, 045	210, 560	7,485	29, 090, 599	28, 411, 545	679, 054	11, 118	11, 244	7, 560
	11 月	212, 364	204, 740	7,624	28, 261, 961	27, 575, 370	686, 591	11,090	11,224	7, 505
	12 月	209, 623	201, 716	7,907	27, 774, 332	27, 066, 645	707, 686	11,041	11, 182	7, 458
令和 2 年	1 月	200, 709	192, 905	7,804	26, 606, 226	25, 906, 586	699, 640	11,047	11, 191	7, 471

3. 国民年金

(1) 適用状況

○ 令和2年1月末の第1号被保険者数(任意加入被保険者を含む。)は、1,444万人となっており、前年同月に比べて24万人(1.6%)減少している。内訳をみると、男子は752万人(対前年同月比10万人、1.3%減)、女子は692万人(対前年同月比14万人、2.0%減)である。

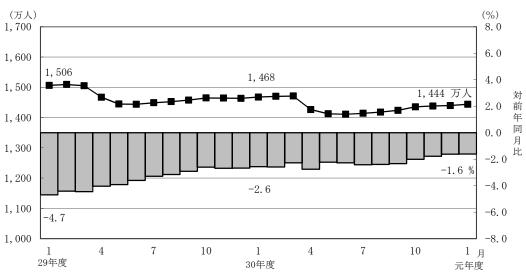
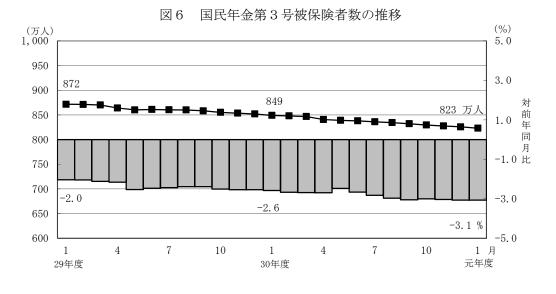


図5 国民年金第1号被保険者数(任意加入を含む)の推移

○ 第3号被保険者数は823万人となっており、前年同月に比べて26万人(3.1%)減少している。内訳をみると、男子は11万人(対前年同月比2千人、2.0%増)、女子は812万人(対前年同月比26万人、3.1%減)となっている。



(2) 給付状況

- 令和2年1月末の国民年金受給者数は3,559万人(旧法拠出制85万人、基礎年金3,474万人)で、前年同月に比べて37万人(1.0%)増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,351万人(旧法拠出制80万人、基礎年金3,271万人)で、 前年同月に比べて33万人(1.0%)増加している。
- 障害給付の受給者数は199万人(旧法拠出制4万人、基礎年金195万人)で、前年同 月に比べて4万人(1.8%)増加している。
- 遺族給付の受給者数は9万人(旧法拠出制9千人、基礎年金8万人)で、前年同月 に比べて2千人(2.3%)減少している。

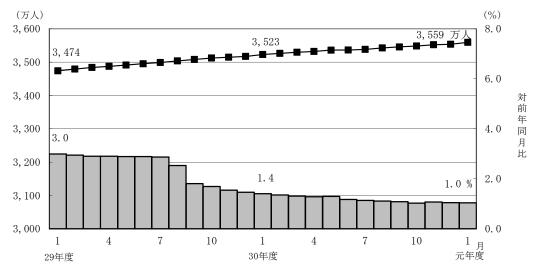


図7 国民年金受給者数の推移

○ 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、令和2年1月末で 5万6,015円となっている。

老齢年金・25年以上の新規裁定者(受給者)の平均年金月額は、5万3,927円 となっている。

○ 旧法老齢年金受給権者及び同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金の老齢給付の受給権者について繰上げ受給の状況をみると、1月は新規裁定者1万2千人のうち繰上げ受給権者が1千人となっており、繰上げ受給率は5.4%である。なお、平成30年度新規裁定者の繰上げ受給率は6.6%となっている。